

成年後見制度の関係機関・団体の取組状況について（問1「広報機能に関する取組」）

設 問		札幌弁護士会	公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 札幌支部	北海道税理士会 成年後見支援センター	公益社団法人 北海道社会福祉士会	一般社団法人 北海道成年後見支援センター	札幌後見支援の会	札幌市社会福祉協議会	札幌家庭裁判所		
【問1-1】 広報機能に関する取組の有無		有	有	有	有	有	無	有	有		
【問1-2】 広報機能の 内容について お教えてください	①チラシ パンフレット等 による 広報活動について	名称	高齢者障害者支援 センター「ホッと」	はじめての成年後見	北海道税理士会 成年後見支援センター	権利擁護センター ばあとなあ北海道	パンフレット：（安心のお手伝い） 成年後見制度 -わたしたちが、成年 後見制度をとおして、日々の安心を お届けいたします- ポスター：「ご存じですか？成年後 見制度」	—	ご存じですか？成年後見 制度と日常生活自立支援事 業	成年後見制度-利用をお 考えのあなたへ-（最高裁 作成）	
		配架等	弁護士会館にて配布	区役所、施設、法務局等に配架	・会館内にて配架 ・イベント等で配布	セミナー参加者等への配布	・無料相談会場に配置 ・セミナー等にて配布 ・各会員が配布		・地域包括支援センター ・相談支援事業所	後見・財産管理セン ターにおいて配布・配架	
		内容	相談窓口案内や制度の 概要を説明している。	成年後見制度の概要の記載	成年後見制度に関する 対応相談	成年後見制度の概要説明	・成年後見制度の説明 ・行政書士会の概略		・任意後見制度の概要	成年後見、任意後見、日 常生活自立支援事業の概要	成年後見制度の内容全 般についての説明
		特記事項	—	—	—	—	・任意後見制度利用促進パンフレ ットを作成し、任意後見契約の広報に 努めている。		—	—	
	②平成30年度 の市民向けイ ベント について	名称	—	成年後見セミナー	成年後見と相続税に関す る無料相談	—	①いきいき健康福祉、福祉フェア ②老人福祉センター等でのセミナー への講師派遣	—	成年後見セミナー	成年後見制度説明会	
		内容	—	相続と遺言、成年後見をテーマに 寸劇を行い、その後解説を実施	成年後見と相続税に関す る無料相談 (11月下旬開催)	—	①福祉の充実と個人の健康への関心 の増加に向け、各種制度並び技術の 紹介 ②元気なうちから準備できる制度等 の説明		成年後見制度や日常生活 自立支援事業について理解 を深める	成年後見制度の内容及 び申立手続に関する説明	
		開催場所	—	札幌市、小樽市、様似町、余市町、 白老町	地下歩行空間・税理士会 館内	—	①アクセスさっぽろ(年1回3日間) ②老人福祉センター(年4回程度)		札幌市社会福祉協議会 ボランティア活動センター (6月初旬開催)	札幌家庭裁判所庁舎内 (毎月第2、第4金曜日 (祝日を除く))	
		参加対象 参加人数	—	住民、施設の家族会、ヘルパーなど (20~60名)	北海道内の一般住民 相談者90名 (相談員8名、受付5名)	—	一般の方、150人		一般市民、関心のある方 11名(定員30名)	一般市民 1回の開催で10~20名程 度が参加	
		特記事項	—	依頼元は、自治体、包括支援セン ター、社会福祉協議会、施設家族会 等	—	—	・障がい福祉サービス事業所にて、 障がい者の親御さんを対象とした 「親亡き後の成年後見制度利用」の 勉強会で講師を務めている。		—	—	
	③その他広報活 動について	—	・広報さっぽろ広告 ・支部ホームページの作成 ・施設、自治体からの成年後見に関 する学習会への講師派遣	北海道税理士会の ホームページでの案内	—	・札幌市民便利手帳に広告掲載 ・HPにて無料相談会開催日などの告 知及び法改正の紹介等 ・介護サービス事業者ガイドブック 2018に広告掲載 ・会報「どさんこ後見通信」を発 行。主に会員向けであるが、後見制 度の最新情報などを関係機関に紹介 するため配布する場合がある。	—	—	関係機関等から講師派 遣依頼を受けた際には、 裁判官や書記官等を講師 として派遣し、制度や手 続等に関する講義を行っ ている。		
【問1-3】 広報機能に関する今後の予定 についてお教えてください		—	派遣依頼があれば随時実施	—	権利擁護セミナーを各地区支 部で今後も行っていく予定で す。	—	当会は、札幌家庭裁 判所からの推薦依頼に 基づき、後見人等候補 者を推薦する組織であ り、それ以外の活動は していない。	福祉、医療、保健関係者 のための成年後見セミ ナーを開催(6月下旬開催。参加 者30名)。	—		
【問1-4】 広報機能に関するご意見		—	・成年後見制度の普及啓発のため、 今後もパンフレットの配架を継続し ていきたいと考えているが、区役所 でのパンフレットの配架は各区での 対応となり、ハードルが高い ・また、配架可能な区と不可な区が あるなど(以前置いていただけた区 でも、次は断られたり)、担当者の 裁量となっているのか基準が曖昧で 苦慮している。	—	—	—	今後は他の機関、団 体の広報活動にも協力 していきたいと考えて いる。	一般市民及び関係者も含 め、制度の必要な人に利用 する利点について周知する 必要がある。	真に制度の利用を必要 としている方が埋もれて しまうことのないよう、 市町村、社会福祉協議 会、専門職団体、家裁等 がそれぞれの立場におい て、充実した成年後見制 度に関する広報や周知を 行っていくことが重要と 考える。		

成年後見制度の関係機関・団体の取組状況について（問2「相談機能に関する取組」）

設 問		札幌弁護士会	公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 札幌支部	北海道税理士会 成年後見支援センター	公益社団法人 北海道社会福祉士会	一般社団法人 北海道成年後見支援センター	札幌後見支援の会	札幌市社会福祉協議会	札幌家庭裁判所
【問2-1】 相談機能に関する取組の有無		有	有	有	有	有	有	有	有
【問2-2】 相談機能の 内容について お教えてください	① 相談窓口について	—	高齢者・障がい者のための成年後見・相続・遺言相談	北海道税理士会 成年後見支援センター	権利擁護センターぱあとなあ北海道	来所無料相談窓口、当センター電話相談及びメール窓口	サポート委員	高齢者・障がい者生活あんしん支援センター	後見・財産管理センター
	場所	—	札幌司法書士会館（面談）	北海道税理士会館	権利擁護センターぱあとなあ北海道	北海道行政書士会会館内、センター各支部内	札幌後見支援の会内部	札幌市社会福祉総合センター内	札幌家庭裁判所
	開設時間	—	電話：平日 12時～15時 面談：平日（予約制）13時～15時	毎週火曜日 10：00～16：00	平日9時30分から16時30分	相談、電話：平日9時～17時 メール：24時間365日	随時電話等で相談可能	平日 9時～17時	平日 8時30分～17時
	相談費用	—	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	人員体制	—	相談員登録会員数 電話：52名 面談：39名	12名の相談員（1か月毎の当番制）と事務局電話受付	1名	13名	5名	嘱託職員 2名	後見・財産管理センター配置の職員が対応
	H30相談件数	—	電話：286件 面談：40件	5件	40件	90件	10件	3,789件	約480件
	特記事項	—	—	—	—	総務省北海道管区行政評価局が主催する「札幌総合行政相談所」へ毎月第4木曜日に相談員を派遣している。	当会所属の後見人等に対する相談窓口であって、外部に開放されている相談窓口ではない。	—	司法機関として中立・公平性の立場から、家庭裁判所における相談は制度説明及び手続案内（申立書の作成方法や添付資料の説明等）の範囲となり、制度利用の是非やいわゆる「法律相談」に類する相談には対応することはできない。また、手続案内の他に、家庭裁判所が選任した後見人等からの後見事務に関する相談も随時寄せられている状況である。
② その他相談活動について	・弁護士会の法律相談センターにおける一般相談（月～土、相談料無料） ・高齢者障害者支援センター「ホッと」における来館相談（月、水、金、相談料無料）及び出張相談 ・北海道弁護士会連合会による北海道弁護士ホットライン（月、木、電話相談）	【出張相談有（費用無料）】 ・月～金 9時～12時、13時～16時 ・エリアは札幌法務局管内 ・H30実績は33件 【地下歩行空間での無料相談会】 ・H30.7月に実施	年1回11月に札幌市地下歩行空間を借りて対面式での相談会開催。相談者の利用料は無料。（日税連主催による全国の税理士会における成年後見支援センターの一斉相談会の一環として開催）	地区支部単位で相談会事業を無料でやっている	・出張相談は随時（相談者宅や相談者の所属機関など） ・いきいき健康・福祉フェアに毎日相談員を派遣（ https://ikifuku-event.info/ ） ・相談費用は無料	—	—	当庁の支部、出張所においても、制度説明及び手続案内を行っている。	
③ 多く寄せられる相談内容について <選択肢> 1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等 4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類 6. その他相談	1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等 4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類	1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等 4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類 (同相談の枠組内で、成年後見のほか、相続・遺言に関する相談も承っているため、相続・遺言に関する相談も多く寄せられる。)	1. 制度内容 2. 利用手続 4. 財産処分等の後見活動	1. 制度内容 2. 利用手続 4. 財産処分等の後見活動 6. その他相談 (申立て前段階での受任者紹介希望など、マッチングに関すること)	1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等 4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類	4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類	1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等	1. 制度内容 2. 利用手続 3. 申立や報酬等 4. 財産処分等の後見活動 5. 家裁に提出する報告書類	
【問2-3】 相談機能に関する今後の予定についてお教えてください	成年後見制度のみに関する常設の相談窓口を設ける予定はない。	—	—	—	今後も相談窓口及び相談会事業を継続する。	市区町村の中核機関や地域連携ネットワークへの参加。	市民後見人からの相談には、当会としても協力していきたいと考えている。	現状は、札幌市委託事業により実施。	—
【問2-4】 相談機能に関するご意見	—	—	市町村がセミナーや相談会を行う場合には、相談員を派遣することができる。	—	—	相談の早い段階にて、本人の生活状況等（利用目的・能力の程度・親族の有無等）を把握し、どの制度（法定後見・任意後見・日常自立支援事業等）の利用に繋げるべきかの判断が重要と考える。	—	—	家庭裁判所には、親族後見人を中心に福祉分野に関わる相談が寄せられる実情があるが、裁判所は社会福祉の専門家ではないこともあり、個別性の高いご本人のニーズ等を踏まえた回答が十分にできていない可能性がある。そのため、将来的には、ご本人や後見人のことをよく知る地域において中核機関が整備され、中核機関が福祉的な観点を踏まえて、後見人からの日常的な相談に乗ることのできる環境を整えることが、本人がメリットを感じられる制度、運用の実現にとって重要と考える。

成年後見制度の関係機関・団体の取組状況について（問3「利用促進機能に関する取組」、問4「自由意見」）

設 問		札幌弁護士会	公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 札幌支部	北海道税理士会 成年後見支援センター	公益社団法人 北海道社会福祉士会	一般社団法人 北海道成年後見支援センター	札幌後見支援の会	
【問3-1】 利用促進機能 の内容についてお教えください	①後見人等候補者名簿の整備について	名簿掲載者数	331人 (平成31年4月時点)	後見人候補者名簿：127人 (令和元年6月6日時点) 後見監督人候補者名簿：112人 (令和元年6月6日時点)	50人 (令和元年5月時点)	298人 (平成31年1月時点)	148人 (平成31年3月末時点)	108人 (令和元年5月時点)
		受任者件数	1,631件 (平成31年1月時点)	979件 (令和元年6月6日時点)	10件 (平成30年7月時点)	597件 (平成31年1月時点)	176件 (平成31年3月末時点)	62件 (令和元年5月時点)
		養成の方法	新規登録の際に新規登録のための研修受講を登録要件とし、登録後は、2年に1度、更新研修を受講することを名簿の更新要件とし、最低でも2年に1度は研修を受講してもらうようにしてある。	名簿掲載及び更新のために必要な研修単位数が決まっているので、必要な研修を受講する。更新は2年毎のため、2年間に必要な研修を受ける。	年に1度日税連主催の成年後見人等養成研修のDVDをメインに使用した研修を18時間受講。その後、2年毎に10時間の日税連主催成年後見指導者研修を受講。	団体内で行われる基礎研修を3年受講し修了した会員を対象に、人材育成研修及び名簿登録研修を行っている。	①成年後見研修（初級、中級、上級）平成30年度は2クール実施 研修内容：制度の基礎から実務（研修時間は16時間） ②北海道成年後見支援センター会員向け研修（更新研修、年1回） 会員向け必須研修内容：後見事務実務に係る内容で実施（研修時間は3時間）	年に数回の研修（講師は裁判官等）を実施。 なお、当会は調停委員と元裁判所職員で構成しているため、一定の法的素養は備えていると考えている。
		特記事項	—	—	成年後見の研修を受講した後見人等候補者については、成年後見人等養成研修履修者名簿を作成し掲載している。	—	随時、テーマ研修実施 例：平成30年度は相続法改正及び信託と成年後見	後見人等は、複数(2名)選任を原則としており、経験者と未経験者を組み合わせることにより、未経験者でも事務処理等に困らないよう配慮している。
【問3-1】 利用促進機能 の内容についてお教えください	②後見人等候補者の推薦依頼を受けた際の、適任者の選任方法について	担当委員会において、適宜判断している。	・就任後の後見事務遂行の便宜等の観点から、本人の居住地と住所、事務所の距離が比較的近い会員を推薦することが多い。 ・本人の希望（本人が女性であり、女性の後見人等を希望する等）があり、その希望が合理的なものである場合は、極力希望に合う会員を推薦する。 ・当団体の名簿掲載者は所定の研修の受講等をした司法書士であり、全員が一定の法的素養を備えていることが前提であるため、事案の難易度等の基準で候補者を選定することは多くない。	上記の成年後見人等養成研修履修者名簿掲載者の中で、裁判所からの推薦依頼を受任できるとの申出があり、かつ成年後見賠償責任保険に加入している掲載者の中から希望者を募り、成年後見支援センターの役員の面接を経て適任者を推薦する。	受任候補者選定のための合議体を各地区支部に置いており、その合議によって受任者調整を行い、家庭裁判所に推薦している。	「成年後見人等推薦選考規則」に基づき適任者を選定している。 ①本人及び支援者の意思を尊重して男女別会員を決定する。 ②本人の居所と会員の居所を選任の優先順位に入れる。 ③行政書士会及び当センター会費の未納がないこと等。 以上の事項を総合的に判断して各支部長が推薦し理事会が承認する。	家庭裁判所の担当者から、当該事件で就任時に必要となる事務処理等を確認し、その事務処理が可能な候補者を推薦するようにしている。	
		③法人後見の担い手育成について	—	当支部では法人後見を行っていないが、市町村主催の市民後見人養成研修及びフォローアップ研修等に講師を派遣している。	—	各地区支部で、ばあとなあ北海道運営委員等の会員が後見支援センター等の運営協議会に委員として参画し、市民後見人の育成・フォローアップ研修、コンサルテーション等を行っている。	令和元年度より、法人後見の担い手の育成、活動支援のあり方の検討を開始する予定。	法人後見は実施していない。
		④その他、利用促進機能に関する取組について	—	・平成30年11月に成年後見制度利用促進に関するシンポジウムを開催した。 ・平成30年度から札幌市近隣の市町村を訪問し、現状や困りごと等の聞き取りを行っている。	北海道税理士会成年後見支援センターにおける委員と、相談員において、支援税理士会議を開催し、相談に関する情報交換等や支援センターでのより良い成年後見支援の在り方について検討している。	—	地元自治体（社協含む）と協働して、利用促進体制づくりについて勉強会を実施している。	—
【問3-2】 利用促進機能に関する今後の予定についてお教えください		—	—	—	上記の取組を今後も継続して行う予定である。	—	市民後見人の養成については、今後も協力していきたいと考えている。	
【問3-3】 利用促進機能に関するご意見		—	・市長申立に関して、現在二親等内の親族調査等で時間がかかり、必要ときに制度を利用できていない可能性がある。ケースによっては親族調査を省略することや、調査を専門職に委託することを検討してはどうか。 ・他県の自治体では、首長申立書作成を司法書士会に委託しているところもある。	—	受任候補者数を増やすために養成研修を行っているが、新規登録者が多いとはいえない。特に、任意後見契約に対応できる登録者が少ない。	後見人等の候補者が真摯な親族である場合、成年後見支援預金を活用することにより、後見人の選任における配慮が必要だと考える。	—	
【問4】 成年後見制度の利用促進に関する自由意見		—	北海道においては、札幌市がどのように成年後見制度利用促進に取り組むのかを、周りの市町村が注視している。札幌市がリーダーシップをとり、利用促進法に則った基本計画の策定、条例の制定等の体制整備を構築することを希望する。	—	本人視点に立って、申立前段階からの連絡・調整などの連携や、審判後の親族後見人、市民後見人へのフォローなどのコンサルテーションで当会がご協力できる部分が多いのではないかと思います。	北海道のように広域で多くの市区町村があるエリアでは、中核機関や地域連携ネットワークについても1市町村単位ではなく、広域の連携が必要だと考えている。その中で政令市札幌市は道内での牽引役を期待されていると考える。	他の機関・団体の意見を聴きながら、当会の役割や今後の協力態勢を考えていきたい。	

成年後見制度の関係機関・団体の取組状況について（問3「利用促進機能に関する取組」、問4「自由意見」）

設 問	札幌市社会福祉協議会	設 問	札幌家庭裁判所
<p>【問3-1】 法人後見活動を行うなかで、判断に悩む事案等が生じた場合、どのように対処していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護審査会にて協議 ・権利擁護審査会の専門職へ個別相談 ・家庭裁判所へ方向性の相談 	<p>【問3-1】 後見等開始申立てを受理した後、どのように適切な後見人等を選任していますか</p>	<p>法律的な課題がある事案については、福祉専門職や法律専門職を後見人又は後見監督人として選任する場合がある。</p>
<p>【問3-2】 日常生活自立支援事業の利用者が、成年後見制度へ移行する仕組の現状、今後の取組予定について、ご記入ください。</p>	<p>契約者のモニタリング（評価）を3か月に1度行い、契約内容の確認や契約能力の確認を実施している。また、成年後見制度の必要な際は、関係機関と協議しながら移行を進めている。 今後、成年後見制度へ移行の可能性がある契約者は、権利擁護審査会で報告し、委員より方向性の確認を行う。</p>	<p>【問3-2】 利用促進機能に関する今後の予定についてお教えてください。</p>	<p>①成年後見制度の運用状況等に関する説明、②統計資料等の提供、③市町村等が開催する協議会への出席や意見交換会の開催などを通じて、各市町村における中核機関の設置に向けた取組を支援させていただきたい。 特に、後見人の選任における家庭裁判所の基本的な考え方については、市町村や社会福祉協議会等との間で認識の共有を図ることが重要と考えている。</p>
<p>【問3-3】 利用促進機能に関する今後の予定についてお教えてください</p>	<p>—</p>	<p>【問3-3】 利用促進機能に関するご意見</p>	<p>市町村には、引き続き、ご本人に寄り添った形での後見事務の遂行が期待される市民後見人の養成を進めていただきたい。また、後見人等の適切なマッチングが行われることは、利用者がメリットを実感できる制度、運用にとって重要な要素といえることから、まずは市長申立案件など、当初から市町村や社会福祉協議会が申立てに関与している事案について、候補者の選定（職種の選定）をしていただくところから取組を始めていただきたい。</p>
<p>【問3-4】 利用促進機能に関するご意見</p>	<p>—</p>	<p>【問4】 成年後見制度の利用促進に関する自由意見</p>	<p>国の基本計画においては、最終的に、全ての案件について中核機関によるマッチング及び後見人支援ができる体制の構築が想定されているが、そのような体制を一足飛びに整えることは容易ではないと考えられる。そこで、例えば、マッチング機能については、第一段階として市長申立事案から取組を始め、第二段階として申立前の段階で社協等が関与している事案（当初、市長申立てを検討していたが、申立てに協力してくれる親族が見つかり、親族申立てに至った事案など、親族申立てであっても、あらかじめ社協等が相談を受けている事案）に対象を拡大していくなど、ノウハウを蓄積していただきながら最終形に近づけていけることが望ましいと考える。 また、後見人支援機能についても、第一段階としてマッチング支援を行った事案や市民後見人が選任されている事案からスタートし、第二段階として親族後見人が選任されている事案についても対象を拡大していくことを目指すことも考えられる。</p>
<p>【問4】 成年後見制度の利用促進に関する自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの「地域」の範囲をどのように捉えるかで、中核機関の動きが大きく影響されると思われる（区レベル・地区レベルなど）。 ・高齢者に関しては、関係機関と地域が連携した「地域ケア会議」が既に機能しており、地域連携ネットワークとの連動も想定されるが、障がい者関係においては同様の仕組みがないことから、障がい者も「地域ケア会議」と連携できるような仕組みづくりが必要と思われる。 	<p>【問4】 成年後見制度の利用促進に関する自由意見</p>	<p>このような中核機関に期待されている機能を整えていく上で、法律のないし福祉的な専門性の高い知見を要すると考えられることから、市町村、社会福祉協議会に加えて、専門職団体等の関係機関、家裁が相互に連携し、情報を共有しながら取組を進めていくことが重要であると考えている。</p>